

### 第373回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年12月4日(木) 13:19~14:25
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 今治清孝、住村清一、島崎勝弘、三原敏夫、  
柏木正弘、竹本晴茂、助田武男、大山 登、  
原田幸子、生長まち
- 4 欠席委員 濱 竹美、斎藤誠二、中西 敬、内海貴文、  
柏原他加子
- 5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐
- 6 県出席者 濱内主事
- 7 議 題
  - (1) まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について
  - (2) かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
  - (3) 徳島県資源管理方針の改正について
  - (4) 徳島県漁業調整規則の改正について
  - (5) あわびの殻長制限に係る委員会指示について
  - (6) 遊漁者等の漁具漁法の制限強化に係る委員会指示について
  - (7) 知事許可漁業の申請期間について
  - (8) その他

## 8 議事

局長： それでは定刻より少し早いのですが、出席予定の委員の皆様方がお揃いになりましたので、これより第373回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中10名の方の出席を賜っております。半数以上のご出席をいただいておりますので本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長よろしく願いいたします。

会長： もうあっという間に12月ということで、何かとお忙しい中、時間を作って委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先月ですかね、11月に、この漁業調整委員会の西日本ブロック会議が高知県でありまして行ってまいりまして、各県の委員会の会長と直接会って、話するというのも滅多にないんで、色々と交流を深めてまいりました。

それで、来年は香川県であるということはあったんですけど、来年の次が兵庫県ブロック。兵庫県の瀬戸内海ブロックであって、その次が徳島県らしいんですよ。次の次の次やけん、まだまだなんやけど。まあ、次が早いもんであっという間に来るんで、その時には、事務局も大変なんやけど、皆さんもご参加いただいて、色々と世話していただくようになるので。

まあ、僕も初めて聞いたんで。ちょっとまだ先なんですけど、西日本ブロック会議が徳島県で開かれるということで、ちょっと心の中に留めておいていただきたいと思います。

それでは、早速ではございますが、ただ今から第373回徳島海区漁業調整委員会を開催したいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、島崎委員と大山委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。それでは議事に入ります。

議題1は、「まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件について、何かご意見、ご質問はありますか。

会長： 無いようなので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。本件につきましては諮問案のおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題2は、「かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料2により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員： 2種類あるってこと？

漁業管理調整課： そうですね。現在は、1月1日から12月31日の1パターンだったのを、本年度ちょっとTACの会議だ

ったり、色々と設定をする中で、会合を開くことを想定して少し延長したとのこと。4月1日から、令和8年3月31日までの2パターンにしようというものですね。

委員： あんまり意味がわからん。 期間が2つある？

漁業管理調整課： そうですね。これを行う理由としましては、かたくちいわしのTAC設定を、現在まだしっかりとしたTACが導入されておらず、その詳細の内容を各都道府県で決めていこうという段階において、現在の管理期間でありますと会議が十分に行えていないため、会議を行うために期間を引き延ばしたいってところから、管理期間を1つ追加しようってところになります。

委員： なるほど。ありがとうございます。

会長： 他にございませんでしょうか。

無いようなので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。ご異議なしでございますので、本件につきましては諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題3は、「徳島県資源管理方針の改正について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料3により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

会長： 無いようなので本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。ご異議なしでございますので、本件につきましては、諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

次の議題4は、「徳島県漁業調整規則の改正について」でございます。それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料4により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について何かご意見、ご質問等がございましたでしょうか。

会長： 無いようなので本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。ご異議なしでございますので、本件につきましては、諮問案のとおり答申することといたします。

続きまして、議題5「あわびの殻長制限に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料5により説明

会長： あわびの拡張制限にかかる委員会指示についての説明は以上のとおりです。本件についてご意見、ご質問等がございましたでしょうか。

会長： それでは無いようですので、本件につきましては原案どおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。ご異議なしでございますので、本件につきましては原案どおり指示を発出することといたします。

続きまして、議題6「遊漁者等の漁具漁法の制限強化に係る委員会指示について」でございます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料6により説明

会長： 漁具漁法の制限強化に係る委員会指示についての説明は以上のとおりです。本件についてご意見、ご質問等がございましたでしょうか。

委員： これは注意だけ？

事務局： 委員会指示に従わなかった場合、県からちゃんと従えという命令を出せます。裏付け命令というんですけど、それに従わなかったら50万円の罰金です。

委員： あかんぞって言うのは言える？

事務局： 言えます。今まで何の後ろ盾もなく、地元の人がただ怒ってるだけみたいな状況だったのが、この委員会指示を出

したことによって、「指示が出ててやったらあかんことに決まってる」というのが言えるようになっていきます。

委員： これは注意できるのは警察？保安庁？

事務局： 誰でも注意はできる。

委員： 最後に罰を下すのは？

事務局： 県です。県知事の命令なので。

会長： それでは他に無いようですので、本件につきましては、原案どおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。ご異議なしでございますので、本件につきましては、原案どおり指示を発出することといたします。

続きまして、議題7「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料7により説明

会長： ありがとうございます。説明は以上のとおりですが、本件について何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

会長： 無いようなので本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので本件につきましては、諮問案のとおり答申することといたします。

それでは議題8「その他」でございますが、何かありますか。

会長： それでは、長時間にわたりましてご審議どうもありがとうございました。世間ではようけ災害とかね、火事とか起こりよんで、まあ年末にかけて注意していただいて、いい新年を迎えられるようにしていただきたいと思います。

これをもちまして第373回徳島海区漁業調整委員会を終了したいと思います。

ありがとうございました。

以 上